

(別紙)

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正  
(案) の概要

**1 改正理由**

県では、青森県行財政改革行動計画における取組として、デジタル技術の活用により県民の利便性の向上等を図るため、アナログ規制の点検・見直しを進めることとしているが、本見直しの一環として、知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則について一部を改正するもの。

**2 改正内容**

民間事業者等が、書面等の保存に代えて当該書面等に係る電磁的記録の保存等を行う方法について、電子計算機に備えられたファイル又は特定の記録媒体（磁気ディスク）等に保存する方法が規定されているが、磁気以外の方法で記録する媒体（USB メモリ等）やクラウドサービスの利用等も可能であることを明確にするため、特定の記録媒体を指定しない用語（「電磁的記録媒体」）に改める。

**3 新旧対照条文（案）**

別添のとおり。

**4 施行期日**

公布の日から施行する。